

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年3月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第73号）中第2条の規定の施行期日は、平成24年3月19日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童福祉センター）